

多様な農業の共存に向けて



国際農業・食料レター



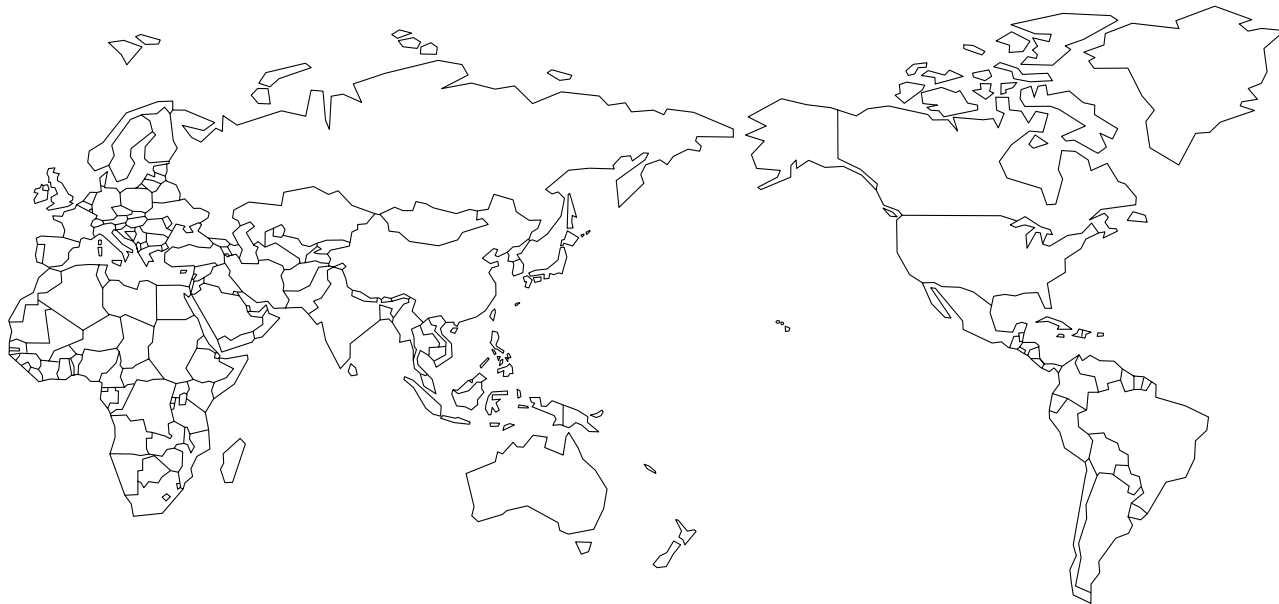
特別号 (No. 174)

全国農業協同組合中央会

〈今月の話題〉

・ TPPの「主戦場」になった知的財産権と、日本への影響

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記
インターネットホームページをご覧ください。



＜「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先：JA全中 農政部 WTO・EPA対策課
〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル ☎ 03-6665-6071＞
インターネット・ホームページ：<http://www.zenchu-japan.or.jp>

TPPの「主戦場」になった知的財産権と、日本への影響

知的財産分野は、TPP交渉の参加各国の間で最も激しい対立が続いている分野の一つといわれているが、論点が多岐にわたり複雑であるため、これまで断片的な情報が報道されたのみである。本号では、知的財産権の分野で第一人者である弁護士の福井健策氏に「TPPの「主戦場」となった知的財産権と、日本への影響」と題した寄稿をいただいたので、特別号として以下に内容を紹介します。

知財で各国が衝突するTPP

遂に、安倍首相が交渉参加表明した環太平洋経済連携協定（TPP）。仮に日本を含めて交渉妥結となれば、域内GDPではEUやNAFTAを凌ぐ、世界最大の“経済圏”が誕生する。このTPP、域内のルールを統一化して経済活動の垣根をなくそうという話なので、当然ながら著作権や特許のような「知的財産分野」に及ぼす影響も大きい。日本でもやっと農産物と自動車以外の報道が見られるようになって来たが、実は各国の分野別交渉で最も激しい対立が伝えられるのは、この知的財産権である。

特に米国は、知財分野をTPPの中心的課題と位置付けており、交渉はしばしば「米国 vs 他の交渉国」の構図で伝えられる。なぜか？コンテンツとITは米国最大の輸出分野だからだ。2011年の発表では特許・著作権の使用料だけで年間9.6兆円という、驚異的な外貨を稼いでおり、農産物や自動車をも凌ぐ。

これに対して、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ベトナム、チリなど、多くの他の交渉参加国は知財で米国と激しく対立中と伝えられ、オーストラリアやチリは交渉離脱を匂わせたことさえある。更にNAFTAをはじめ他の条約交渉でも米国と対決したカナダ・メキシコが加わり、「知的財産権では米国は孤立」という報道（日本経済新聞2013年3月5日）さえ見られる。2012年5月には、危機感を強めた全米の主要な33の知財系ロビイ団体が連名で、オバマ大統領に「TPPの知財交渉での強硬姿勢」を迫る公開書簡を送り、他方、8月末にはEFF（電子フロンティア財団）など各国の有力NGOが米国提案への反対意見を連名で公開するなど、お膝元・米国を中心にTPP知財をめぐる議論は激しさを増している。

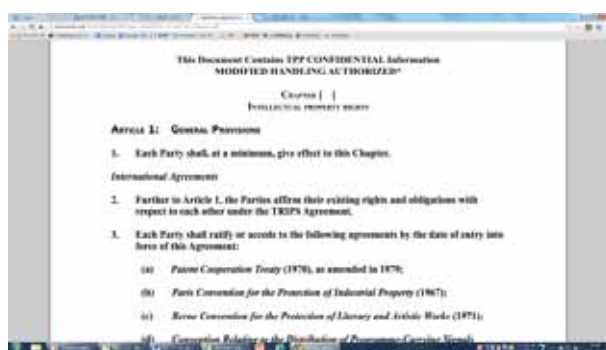
そして映画・音楽からバイオ・ソフトウェアまで知財系の米ロビイ団体は、政府が募った2011年暮れの意見募集で、声を揃えて日本の参加を歓迎した。理由は日本が最大の輸出相手だから。そう、日本は特許の使用料こそ黒字（輸出超過）国だが、著作権＝コンテンツ分野では実は輸入大国。著作権印税だけで年間5,800億円という巨額の赤字を抱え、赤字の相手は大半が米国である。

この意見募集で、もうひとつ挙がった日本歓迎の理由は、「日本の知財分野の欠点を改めさせるのにTPPは好機」（米国映画協会意見）だった。どうやら、TPPに

加入する場合、日本の知財制度は大きな変更を迫られる可能性があるらしいのだ。それは、我々の社会や生活にも相当な影響を及ぼすかもしれない。

TPP知財で何が話し合われているのか

いったい、米国はTPPで他国に何を要求しているか？TPPは厳格な秘密交渉が貫かれているから、これは本来わからない。ところが知財分野などでは米国の条文案がすでに外部流出しており、また締結された米韓FTAなどから、その内容はほぼ明らかになっている（参考訳を筆者の事務所のHPコラム欄に掲載しているので、興味があればご覧いただきたい：<http://www.kottolaw.com>）。



【流出したTPPでの米国知財条文案】

条文流出から既に2年が経ち、その後の交渉で条文案がどこまで変更されたかはやや不透明だが、大部分はまだ交渉が続いていると見られる。そこで、米国要求に入っていて、現在の日本法にはない主な条項をリストアップするところなる（順不同）。

- ① 音、匂いにも商標（2.1項）
- ② 著作権保護期間の大幅延長（4.5項）
- ③ 電子的な一時的記録も複製権の対象に（4.1項）
- ④ 著作権・商標権侵害の非親告罪化（15.5(g)項）
- ⑤ 法定損害賠償金の導入、特許侵害における3倍額賠償金の導入（12.4項）
- ⑥ 真正品の並行輸入に広範な禁止権（4.2項）
- ⑦ アクセスガードなど、DRMの単純回避規制（4.9項）
- ⑧ 植物、診断・治療方法の特許対象化（8.2項）*植物特許は日本法にあり
- ⑨ ジェネリック医薬品規制（医薬品データの保護）（9.2項）
- ⑩ 「ノーティス・アンド・テイクダウン」「反復侵害者のアカウントの終了（いわゆる3ストライク・ルール）」を含んだ、米国型のプロバイダーの義務・責任の導入（16.3項）

更に本稿執筆中の4月12日、日米両政府は知的財産など9分野で、TPPと並行して「非関税障壁」の撤廃協議をはじめめることに合意した。合意文書中で最も手厚く記載されたのはやはり「知的財産権」で、米国が同時期に公表した「2013年貿易障壁報告書」でも上記②④⑦⑩などのメニューが日本への要求事項として明示されている。

なるほど。どうもモノモノしいことはわかるが、これだけでは何だかさっぱりわからない。そこで社会や生活に影響が大きそうな分野を中心に、米国の要求内容を簡単に紹介しよう。

●米国要求② 著作権期間の大幅延長（4.5項）

まずは、文章・音楽・映像などの著作権から。日本法を大幅に変える可能性という点では、日本にとっては著作権こそがTPP知財分野の主役である。

第一は「保護期間の大幅延長」。著作権には保護期間があって、それが過ぎれば以後は誰でも自由に作品を利用できる。いわば、作品は公共財産に帰るのだ。日本では、小説・音楽などが著作者の死後50年。すでに特許などの数倍はある。ところが欧米では、90年代に相次いで期間を20年間延長した。死後70年である。

実は著作権は過去にも、何度も期間延長を繰り返されている。日本も2006年に米国から延ばすように求められたことがある。この時は反対も多く、いったんは見送られた。なぜか。

権利者が期間を延ばしたいのは、通常は著作権収入がその分増えると期待するからだろう。しかし、各種調査の結果、残念ながらほとんどの作品は、作者の死後50年も経つずっと前に市場から姿を消していることがわかった（田中・林編『著作権保護期間』（勁草書房）ほか）。つまり、売られていない。ならば期間を延ばしても遺族の収入は増えない。

むしろ売られていない、ということは非営利セクターが頼りである。つまり、図書館、電子図書館「青空文庫」のようなデジタルアーカイブ、非営利の研究・紹介活動によって人々に伝えられることが生命線なのだ。



【電子図書館「青空文庫」。著作権の切れた過去の名作小説などを、ボランティアが手入力でデジタル化してネットで無料公開。これまでに1万点以上が公開されている。】

映像で言えば名画の上映会、演劇で言えば復活上演——そういった活動によって、作品が再び人々の目に触れ、ファンを増やすことができる。宮沢賢治も金子みすゞも、死後埋もれかけていた作品群が研究者による地道な紹介によって、いまのような評価につながっている。こういった活動はお金がないのが通常だ。著作権の許可をとるために手間とコストを掛ける、と言った途端立ちゆかなくなろう。保護期間を延長する、ということは、そんな地道な活動の幅を狭くすることにほかならない。

ところで、死後に作品を使うには誰から許可を得るのだろうか。原則として著作者の相続人全員、である。ところが、死後50年以上も経つと一部の有名作品を除いて、相続関係ははっきりしないケースが多いのだ。ひとりでも相続人が見つからなければ、理論上は作品を利用できない。

探しても権利者が見つからない作品を「孤児著作物」(オーファン・ワークス)と世界的に呼ぶが、驚くなかれ、各種の調査では、世の中のあらゆる作品・資料の50%かそれ以上が孤児著作物とされる。たとえば、英国では大英図書館で著作権期間中の可能性のある書籍の約43%、ミュージアム所蔵の写真は実に90%、米国では学術資料の50%が権利者不明という調査結果がある。日本では、国会図書館の明治期図書著者のうち71%は連絡先どころか没年も判明せず、TV番組や記録フィルムもかなり高率で権利者が不明とされる。

権利者不明だと何が困るのか。言うまでもない。作品・資料を利用しようにも許可が取れないのだ。複製してネットなどで公開しようとするれば、著作権者の許可がいる。権利者が見つからないからといって、無許可で使えば著作権侵害となってしまう。突然権利者が現れて高額の賠償請求でもされたら大変だ、そう考えて二の足を踏むケースが大半だろう。

つまり、いくら過去の膨大な作品・資料があってもデジタル化すらできない。ものによっては展示公開もできず、ましてネット公開などは夢のまた夢だ。仮に1冊の書籍に権利者不明の作品が1点、1本のTVドラマに所在不明のキャストが1人いれば、全体が使えなくなる。過去の資料の大規模デジタル化や情報立国にとって、決定的に重要な問題であることがわかるだろう。

既に十分に長い保護期間を更に延ばせば、孤児著作物は間違いなく激増することは、当の米国の著作権局長が後述する議会証言で認めている。それでは死蔵されて忘れ去られる作品が増えて、文化活動が停滞しかねない。各種のデジタル化事業、教育・研究分野での悪影響が心配される問題だ。

古いコンテンツの輸出で稼ぐ欧米が保護期間の超長期化を志向するのは当然だが、日本は事情も利害も、かなり違うのだ。

●米国要求④ 非親告罪化(15.5(g)項)

耳慣れない言葉が登場した。現在、著作権や商標権の侵害には刑事罰がある。ただし親告罪なので、被害者の告訴がないと訴追・処罰されない。

コンテンツ輸出側にとっては、他国で海賊版が摘発された際に、刑事告訴の手

続をとらなければならないのは大変だ。そこで、各国は法律を変えて、被害者の告訴がなくても警察・検察が自由に摘発・訴追できるようにせよと求める。これが「非親告罪化」だ。

昨年、ネット上でも「非親告罪化なんてされたら、原作者の許可がとれないパロディなどが、告訴もなしで処罰されかねない。コミケなど日本伝統の二次創作文化の危機」と批判が巻き起こった。

パロディなどの議論が先行したが、一般の企業や個人は、実は軽い著作権侵害なら日常的に犯している。ビジネスメールへの記事や写真の添付や資料コピーくらい誰だってするだろうが、それですら厳密に言えば著作権侵害の可能性が高い。そのこと自体の是非はともかく、仮にこうした行為を悪意ある第三者が通報すると、親告罪でない以上、警察は捜査しない理由が見つからないのではないか。そのため表現活動や事業活動の萎縮が進むのではないか、という意見もある。

●米国要求⑤ 法定賠償金の導入（12.4項）

さきほど説明した刑事罰だけではなく、知的財産権が侵害されると、権利者は裁判を起し、損害賠償を請求できる。ところがこれは実際に受けた損害額の賠償が原則で、通常はたいして高くない。そのため、訴訟を起こすと費用倒れになるケースが多い。だからあまり重大でない侵害事件の場合、悪くいえば「なき寝入り」となる。

「法定賠償金」とは、実損害の有無にかかわらず、裁判所がペナルティも含めた金額を決めて賠償金の支払を命ずることができるルールだ。米国はこれが高く、上限では一作品あたり最高15万ドル（約1,500万円）もの賠償があり得る。

「訴訟大国」米国で、判決額はねあがる主因のひとつがこれだ。「日経・コムライン」事件という、新聞記事の無断での抄録配信サービスが日米で裁判になったケースがある。米国では記事一本につき1万ドルの法定賠償金が命じられた（当時のレートで約100万円）。合計20万ドル、弁護士費用分として更に20万ドルの賠償である。では日本の判決はというと、記事一本が900円。無論これは極端なケースだが、3ケタ以上も賠償金が違ったのだ。

日本も、法定賠償金が導入されたら知財の裁判は激増するかもしれない。過去の資料の電子データベース化や、権利者と連絡がとれない資料の復刻出版など、「少々のリスクをとって進めるプロジェクト」は、ますます難しくなる可能性があるだろう。

●米国要求⑥ 広範な並行輸入規制（4.2項）

まだある。「並行輸入」とは何か。権利者の正規の許可（ライセンス）を得て海外で作られた商品を、輸入販売する行為だ。他国で適正に製造されたものなので、日本の現在の法律ではその輸入販売は基本的に適法だ。権利者といえども、こうした輸入販売を止めることは原則としてできない。

とはいえ、たとえば音楽CDなどであまり安い輸入盤が流入しては、同じ作品の国内盤の売上が打撃を受けるというので、レコード会社はこれを嫌がる。その

結果、2005年、音楽CDに対象を絞って並行輸入を権利者が禁止できる制度が一部導入された。もっともその範囲は相当に限定的で、今でも店頭から輸入盤CDはさほど減ってはいない。

今回の米国要求は、対象をDVD・書籍などにも広げ、かつ、並行輸入を無条件で禁止できるようにせよというもの。導入されれば、輸入版商品の流通全般に影響はあろう。特に国内盤（版）が出ているCDや書籍の輸入盤（版）は、完全に店頭から姿を消す可能性がある。

では、図書館が米国のアマゾンなどからCDや洋書を独自に購入するのはどうなのか？流出文書を見る限りは、「個人輸入はOK」といった限定はないため、これも規制できるように読める。となると、今後は海外サイトから直接原書や輸入盤のCD・DVDを買うルートが狭まるのか？気になる問題だ。

●米国要求⑧ 遺伝子組み換えなどの種子特許の導入（8.2項）

次いで、農業との関わりがより直接的な分野を紹介すれば、各国に対して「植物」を特許対象にするよう求める条文がある。世界の遺伝子組み換え種子のシェアの90%を持つとされる米国モンサント社をめぐる国際論争は、映画「モンサントの不自然な食べもの」などで日本でも著名だ。その同社の種子ビジネスを支えるのが各国で押さえた植物特許。海外でもしばしば、「食の安全」や「食のグローバル支配」をめぐる激しい議論を呼んでいる。

ただし、日本でも既に特許法や種苗法で種子の知的財産権は認められており、仮に最終的なTPP条文に植物特許の規定が入るとしても、すぐに国内法が大きく変わることはないだろうと言われる。影響があるとすれば、他のTPP参加国のうち植物特許がない国で製造された種子などを、安価に輸入できる可能性が減ることだろうか。むしろ国内の種苗メーカーにとっては、いまだに植物特許を認めていないTPP参加国で種子などの特許を守られやすくなる、という利点があるかもしれない。

●米国要求⑧ 医療に関する特許権の強化（同項）

更に、これまで日本では特許対象にならなかった医療分野での診断方法・治療方法も特許対象とすることも求められている（同項）。現在の日本法では、人体の存在を必須の要件とする発明、具体的には①人間を手術する方法、②人間を治療する方法、③人間を診断する方法に関する発明は、「産業上の利用可能性」がないとして、特許を受けることができない。ただし、医療機器、医薬品それ自体、医療材料の製造・処理方法、医療機器の作動方法は、特許化が可能だ。

米国要求は、日本でも診断方法や治療方法を特許の対象にせよ、というもの。導入されれば新しい手術や検査の方法などが、最初に考案した企業などによって独占され得ることになる。確かに、新たな治療・診断方法の開発とて医療機器や新薬開発と同じく莫大な投資を要する。開発された医療方法を簡単に他者に模倣されるようでは「開発に投資した者損」となりかねず、かえって医療の発展を阻害する可能性はあるだろう。その意味では診断・治療方法に特許を認める立法上

の理由はわかる。

他方で、自分が知っている治療方法で目の前の患者を救えるのにそうしない、という選択を法で強制することができるのか。論争を呼びそうだ。「新たな技術開発の支援」か、「既に開発された技術への人々のアクセス」か。全ての知的財産権に通じるテーマだが、医療特許はまさにこうした難しいバランスが正面から問われる領域である。

この点、本国米国でも医師が特許を侵害する医療行為をおこなった場合については、その医師や医療機関を免責する例外規定がある。日本でも、仮にTPPにより医療行為に特許が認められるとすれば、こうした例外規定の導入を通じて現場の医療活動に混乱を来さないようにする必要があるだろう。(ただし、本稿執筆時点でこの部分はTPP交渉から落とされた、という未確認情報がある。)

●米国要求⑨ ジェネリック医薬品の開発規制 (9.2項)

もうひとつ、特許期間の切れた後発医薬品(いわゆるジェネリック医薬品)の開発スピードに影響を与えそうな、「医薬品データ保護条項の導入」(9.2項)という要求もあり、国際的にはむしろこちらの方が注目度が高い。ジェネリック医薬品の審査においては、現在、臨床試験は不要とされる。ジェネリック医薬品は、既に新薬で臨床使用経験を踏まえたものだからである。臨床試験には莫大な投資を要するため、特許の有効期間(現在20年)にいわば上乗せして、臨床試験データの独占権を与える動きがあり、国境なき医師団が警告を発している。



【TPPなどによるジェネリック医薬品の規制に反対する、「国境なき医師団」のウェブページ】

「途上国の薬局」とも言われるインド製薬など、ジェネリック医薬品を中心とした価格競争によって、たとえばHIV治療薬の価格は従来の1%にまで落ちて世界中の多くの患者の命を救ったといわれる。他方で、新薬開発には時に千億円単位の投資を要する。製薬メーカーとしては特許切れによる安価な新薬の登場を少しでも遅らせたいのは本音だろう。ここでも、新薬開発へのインセンティブか、開発された新薬への患者のアクセス保護かのバランスが問われている。国際的に大きな争点になりそうだ。

日本はどうか。「臨床実験データの排他的独占権」という国内制度は今のとこ

ろない。仮にT P Pにこうした条文が入れば法改正を余儀なくされる可能性はあろう。ただし、日本には現在、薬事法上の「医薬品の再審査期間」というものがあり、それが結果として医薬品の試験データを保護する期間として機能している。そのため、ある意味ではジェネリック医薬品の開発は既に制約を受けており、T P Pに条文が入っても影響は小さいという意見もある。ちょっと不透明な分野だ。

国際的な視点で見ると、特許ではなかなか重量級の改正メニューが並ぶことがわかる。

上記はいずれも、知財の強化策であり、コンテンツや技術の輸出側には有利なルールだ。万一このまま通ることになれば、すなわち「知財ルールのアメリカ化」と言えるだろう。しかし、社会のありようも裁判についての考え方も違う日本に、急に他国のルールをもってきて悪影響はないのか？他の分野にも通じる問いかけだが、先日の米韓F T Aでは、韓国は上記いずれもアメリカの要求通り受け入れている。この夏から韓国では、知財ルールの大幅改正が本格的に施行される予定で、一部で市民活動や医療活動への悪影響を懸念する声もある。

他方、こうした知的財産権の強化策は海外での海賊版退治に効くなど、日本にもメリットがあるとも指摘される。確かにその可能性はあろう。ただ、海外の海賊版対策をいうなら中国などが今後、T P Pに加入することが前提なのだろうが、これはいまのところ不明としかいいようがない。海賊版対策を加入のメリットに挙げる議論には疑問符も付く。

T P Pの3つの問いかけ

個別のメニューについては、国内でも賛否は割れるだろう。更に、個々の項目を超えて立ち上がる問いは、「日本にとって最適の知財ルールが何であれ、そこに行き着くためにT P Pは最適の乗り物か？」である。

●問いかけ① 条約の優位性

これは知財に限らない問題だが、そもそも各国ルールを条約で統一化することの意味は、もっと議論されてよい。特に注意を要する点の第一は、「条約の優位性」である。条約は国内法に優先する。そしていったん決めてしまえば、他国の同意がなければそのルールは変更できない。T P Pのような包括的な通商条約の場合、脱退も事実上難しいだろう。

つまり、文化・医療・種子特許などのルールを条約で決めてしまえば、今後は各国が社会の変化に応じて柔軟にルールを変えられないことになる。しかし、情報化社会は日進月歩だ。数年後にどんな新技術や新サービスが生まれ、かつてのスマートフォンやFacebookのように世界市場を席捲する可能性があるかなど、誰にも予想できない。つまり、新しいビジネスが生まれ、柔軟に対応した国内ルールを作りたいと思っても、条約があると、抜本的なルール変更はそれだ

け難しくなる。

著作権のような分野でそれをおこなって、本当に大丈夫なのか。新ビジネスや新たな創造に最適な法ルールをとり続けることができるのか？むしろ日本としては、自国の判断で新ルールを柔軟に採用・変更できる道を確認しておいた方が国際的にも有利なのではないか？少なくとも、「単なる海賊版対策」を超えるルールをT P Pのような包括協定に持ち込むのは危険かもしれない。

●問いかけ② ポリシーロンダリングの危険性

「そうは言うが、そもそも日本国内でも社会の変化に応じた柔軟な法令改正なんて出来ていないじゃないか。何も決められない政府にまかせるより、国の外で決めて貫う方が早い」という意見もあるかもしれない。国内の政治要求を外交ルートを通じて達成しようとする傾向は、日本ばかりか欧米でも最近高まっており、「ポリシーロンダリング」と言われる。第二の注意点は、この「ポリシーロンダリングの危険性」だ。

T P Pは、ある意味で最強のポリシーロンダリング兵器と言えるだろう。知財分野だけをとっても、取りざたされた「保護期間延長論」「非親告罪化」「並行輸入禁止」などはいずれも過去に激論を招いた政策で、もはや国内議論では容易に通せそうもないものばかり。それが多国間の通商条約の1メニューという、個別交渉も難しければ埋没もさせやすい形で持ち込まれる。「保護期間延長への懸念はよくわかります。でも、それだけの理由でT P Pに参加しないのですか？そんなレベルの問題ではないでしょう」と言われれば、恐らく最強硬の反対派ですらちょっと反論に困りそうだ。

が、それはやはり危険な誘惑だ。何も決められない国内政治にしびれを切らす気持もわかる。しかし外交交渉は、特に通商条約のそれは伝統的に秘密協議である。社会各層の意見を交渉に反映できる余地は少なく、最後に条約が国会承認に回される時には「全体を呑むか呑まないか」の選択肢しかない。我われが、国内で立場の差を乗り越えて政策合意できる力を失っているというなら、どうやって社会がその力を取り戻すかを考えるべきだ。

●問いかけ③ 秘密交渉

最後の注意点は、この「秘密交渉」である。T P Pは、特に厳格な密室協議が貫かれている。そのため、情報社会・コンテンツ産業に関わる国内の多様な関係者は、話が全部つくまでの間、基本的にその議論に関与することも、対案を示すこともできない。

官僚が重要な情報を握っていた時代なら、それも良かったかもしれない。しかし、慶応大学の生貝直人氏が『情報社会と共同規制』（勁草書房）で指摘するように、情報社会の複雑性の中、現在むしろ幅広い最新の情報を持つのは官僚より各業界のプレーヤー達である（「逆の情報の非対称性」という）。業界の構造も、国内外の最先端の動きも、官僚に限らず多様なプレーヤー達の知恵を集めてはじめて全体像も交渉戦略も描けるのが、今の日本のリアリティではないだろうか。

確かに、多くの条約協議を担う日本の政府担当者は極めて優秀だ。しかし、一部の担当者に全てを委ねてしまい、全部決まって国会審議の段階になるまで多様な関係者が協議に加われなくて、本当に大丈夫なのか。筆者も、国際契約交渉を専門とする立場から、このことは真剣に危惧する。

なお、このような危惧は日本に限ったことではなく、本家米国でも、2012年7月には130名以上の連邦議員が交渉の透明性を求める公開書簡を大統領に送付するなど、「ポリシーロンダリング」と「秘密性」に対する不満は世界的に共通する現象ともいえる。

もっとも、米国はさすがにしたたかで、「特別アドバイザー」の名目でT P P交渉に600名もの各業界の代表たちを加わらせている。見事である。秘密協議を各国に求めつつ、業界代表を600名も参加させて知恵を結集し、各産業対策にも抜かりがない。日本もT P P協議に参加するならば、せめてその位のしたたかさは欲しいとも思う。

デジタル化「覇権」でしのぎを削る欧米と、米国著作権局長の議会提案

「なるほど危惧はわかった。しかし知財の強化は今や世界の潮流だから止められないのでは」という意見もある。いや、そう即断するのは早い。実はいま、T P Pに限らず今後の知的財産のルールに大きな影響を与えるだろう動きが、欧米を中心に広がっているのだ。「文化資料の大量デジタル化＝デジタルアーカイブ化」や「オープンデータ化」といわれる動きである。

ネット・デジタル化の進展で情報の流通はこれまでより格段に自由になった。知的財産権も、従来の情報や技術の「がちがちの困り込み」一辺倒から、こうした自由な流通のメリットを生かせる開放型のしくみへの移行が徐々に広がっているのだ。

例えばEUでは、全ヨーロッパを横断する巨大電子図書館「ユーロピアーナ」のプロジェクトが進行中だ。既に過去の文書・画像から音楽まで2,100万点をデジタル化済み、2015年には3,000万点を公開するとしている。そこでは、誰でも古今の作品にインターネットなどを通じて触れ、学び、楽しむことができる（図表「ユーロピアーナ」）。



【ヨーロッパの巨大電子図書館「ユーロピアーナ」】

ここで、障害になるのは著作権などの知的財産権。それだけ大量の作品をネット公開するための許可など、通常の方法で権利者と交渉してはとうてい追いつかないからだ。そのため、欧米では情報の流通を促進しつつ、そこから収益をあげられるような著作権の仕組みへの移行が少しずつ議論されるようになって来た。

EUはその解決のため、昨年10月に野心的な「孤児著作物指令」を採択した。一定の手順に従って探して、権利者が見つからない作品・資料はデータベースにその旨を登録し、あとは全EUで非営利のデジタル利用をして良いというのだ。無論、権利者が現れれば、その意向によって利用を止めることはあり得る（オプトアウト）。

今度は米国がこれに反応した。米著作権局長が3月20日、恐らく米国議会史上はじめて、著作権の保護期間の「短縮」を提案したのである。正確には、権利者を登録しない作品は死後50年で保護期間が切れることを提案した。背景にあるのは、「保護の延長で孤児著作物が増大した」という認識であり、デジタル化推進のための著作権リフォームの一環である。もっとも海賊版対策の強化もあわせて提案されたので、決して単に著作権を弱めようという発想ではない。

2006年、日本で保護期間延長論が勃発したとき、「期間延長は世界の潮流。日本は逆らえない」と言われた。しかし、筆者も呼びかけ人となり、多くの関係者が慎重意見を唱えた結果、日本は先進国の中でもカナダなどと並ぶ「死後50年国」でとどまっている。その日本に、やっとなら米国が半歩追いついたと言えないだろうか。

TPPが知財で揺れるさなか、お膝元の米国では当の著作権局長が相反する提案を議会でおこなっている。これが、今の世界の現実である。世界の潮流を言うならば、こうしたデジタル化をめぐる大きなダイナミズムをこそ見るべきだ。我々が日本固有の文化やビジネスの良さを守りながら、こうした世界の潮流とどう伍して、次の世代にすばらしい文化と情報の遺産を残せるか。問われるのはそこだろう。

TPPで日本はどうするのか。メディアは今以上に情報収集をおこなって交渉内容をわかりやすく国民に提供し、我われは日本と世界にとって何がベストのルールかを考える。そうした国民の意見を政府の交渉に反映させ、締結の是非はオープンに判断する。この単純なことを日本は、我われはできるのか。その成否は日本の知財政策のゆくえ、ひいては社会のゆくえを左右する。

以上
(調査協力：永井幸輔弁護士)